別紙様式第１１

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
中央滅菌室用RO装置定期点検について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年4月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	2,967,096円	本機納入業者であり機器仕様性能に精通しており、かつ、メンテナンスも充実し保守対応できる唯一の業者であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項及び日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	954
汎用冷凍手術ユニット（エルベCRYO2）の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年4月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	4,216,300円	納入業者は当該機器の取扱いに精通しておりメンテンナス対応や緊急時対応も迅速であり赤十字ベンチマーク等においても妥当性が確認できたため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」及び日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1001
筋力測定器（Easy Tech Plus）の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年4月28日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	5,995,000円	更新機器の納入業者であり本機運用に精通し緊急時やメンテンナス対応も問題なく、ベンチマークにおいても優位な価格提示があったため、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計等に関する事務処理要領に基づくため	1002
十二指腸ビデオスコープの整備について（緊急対応）	管財課 松山市文京町１番地	令和7年4月30日	小西医療器株式会社　松山営業所 松山市土居町１１１８－１	3,135,000円	県内オリンパス社製医療機器を取り扱える特約店は納入業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1032
ナローUVBシリーズ全身照射タイプの整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年5月7日	株式会社カワニシ 松山市枝松５－６－４５	8,222,500円	現行機故障による治療へ影響があり早急な整備を必要としたため実績のある納入業者と交渉した結果、他施設とのベンチマークにおいても低価格の提示があったため、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1068
ベッドサイドモニター（PVM-4763 送信機無4台）の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年6月18日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	3,225,200円	当院のベッドサイドモニターは日本光電製で統一しており、納入業者は現運用に精通しておりかつ緊急対応にも問題なく、他施設との比較でも優位な価格提示があることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項及び日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1434

別紙様式第１１

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
超音波画像診断装置SonoSiteEdgeⅡの整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年6月19日	株式会社カワニシ 松山市枝松５－６－４５	3,124,000円	本年７月から本機器値上となっており、現行器指定としていることから同機納入実績があり、価格高騰を回避するためにも同業者との交渉が有利と判断したため、日本赤十字社会計規則第36条第4項および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1454
超音波画像診断装置Vivid UltraEdition v206の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月22日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	10,406,000円	現行機納入業者であり運用に精通しており、また、緊急対応メンテナンスも問題ない。価格についても優位な提示があるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1645
超音波画像診断装置Voluson Signature 20の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月22日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	13,556,400円	現行機納入業者であり運用に精通しており、また、緊急対応メンテナンスも問題ない。価格についてもNHAでの比較でも優位な提示があるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1646
東10病棟無菌室手洗い装置（TUF-1U）の管球及びﾌｨﾙﾀｰ交換について（14室分）	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月14日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	4,024,900円	現行機の修理交換のため納入業者が有利であると判断したことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項および日本赤十字社等に関する事務処理要領に基づくため	1672
ブックウォルター レトラクターシステムの整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	3,260,400円	当該医療機器のデモ機対応しており、価格についても他施設と比較し安価であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項及び日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1718
令和7年度電動ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙﾍﾞｯﾄﾞおよび特殊ﾍﾞｯﾄﾞ（透析用・小児用）の整備について【※電動リモートコントロールベッド25台】	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月31日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	6,875,000円	納入業者に搬入整備まで完了できる唯一の業者であり、また、メンテナンス・迅速対応も問題ないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1789-①

別紙様式第１１

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
令和7年度電動ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙﾍﾞｯﾄﾞおよび特殊ﾍﾞｯﾄﾞ（透析用・小児用）の整備について【※特殊ベッド（透析用）3台】	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月31日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	2,521,200円	納入業者に搬入整備まで完了できる唯一の業者であり、また、メンテナンス・迅速対応も問題ないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1789-②
令和7年度電動ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙﾍﾞｯﾄﾞおよび特殊ﾍﾞｯﾄﾞ（透析用・小児用）の整備について 【※特殊ベッド（小児用）3台】	管財課 松山市文京町１番地	令和7年7月31日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	1,023,000円	納入業者に搬入整備まで完了できる唯一の業者であり、また、メンテナンス・迅速対応も問題ないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1789-③
器具除染用洗浄器（RR-50S）の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年8月13日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	7,370,000円	現行機納入業者であり運用に精通しており、また、緊急対応メンテナンスも問題ない。価格についてもNHAでの比較でも優位な提示があるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1852
セントラルモニタ（CNS-2101：16人用）の整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年8月13日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花６丁目１番１号	5,060,000円	当院のセントラルモニターは日本光電製で統一しており、納入業者は現運用に精通しておりかつ緊急対応にも問題なく、他施設との比較でも優位な価格提示があることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項及び日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づくため	1872
治療用FCR読取装置+制御ユニットの整備について	管財課 松山市文京町１番地	令和7年8月25日	富士フイルムメディカル株式会社四国支社 香川県高松市中野町29-2	2,948,000円	更新機器の納入業者であり本機運用に精通し緊急時やメンテンナス対応も問題なく、ベンチマークにおいても優位な価格提示があったため、日本赤十字社会計規則第36条第4項ならびに日本赤十字社会計等に関する事務処理要領に基づくため	1966

備考
（1） 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
（2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
（3） 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。